

令和6年度 集団指導

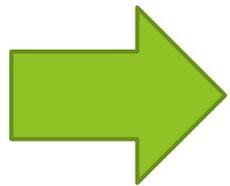
居宅介護（介護予防）支援事業所向け

宇城市福祉部高齢介護課

集団指導とは

集団指導とは

- ▶ 厚生労働省「介護保険施設等運営指導マニュアル」より抜粋。
- 『国及び地方自治体は、指導により、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、「介護給付等サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する「周知の徹底」を図り、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」が果たされるよう努めなければなりません。』
- 『指導の方法には、集団指導と運営指導とがあり、（中略）、**集団指導は、正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目標**としており、いわば介護保険施設等に対し**情報のインプットを図る**ものです。』



**集団指導で説明をした内容は、
介護保険施設等の適正な運営に
欠かせない情報です！**

令和6年度介護報酬改定のポイント

全サービス共通について

用語及び記号に係る説明

- **運営基準**：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（H11.3.31 厚生省令第38号）
- **運営解釈**：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（H11.7.29 老企第22号）
- **報酬基準**：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚生省告示第20号）
- **報酬解釈**：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1 老企第36号）
- **予防運営基準**：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第37号）
- **予防運営解釈**：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（H18.3.31 老振発第0331003号・老老発第0331016号）
- **予防報酬基準**：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第129号）
- **予防報酬解釈**：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.17 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
- ★：予防支援でも同様の措置を講ずる場合
- ☆：予防支援でも同様の措置を講ずる場合（包括を除く）

全サービス共通

- ▶ 人員配置基準における両立支援への配慮★
- ▶ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ▶ いわゆるローカルルールについて★
- ▶ 「書面掲示」規制の見直し★

全サービス共通

関連法規等：
(予防) 運営解釈 第2の2 (3) ①

▶ 人員配置基準における両立支援への配慮★

- 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

○ 運営基準の解釈通知及び報酬算定上の留意事項通知について、「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	<u>「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度</u>
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○ (新設)
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○ (新設)

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

全サービス共通

関連法規等：
運営基準 第3条第3項第2号
運営解釈 第2の2（2）
予防運営基準 第3条第4項第2号
予防運営解釈 第2の2（2）②

▶ 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない。

◆ 留意事項

- 例えば、訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。

全サービス共通

関係法規等：
介護保険最新情報 vol.1225 問183

▶ いわゆるローカルルールについて★

- 都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問183より抜粋
- 『(中略) 人員配置基準等については、①従うべき基準に分類されている。したがって、自治体は、厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、地域の実情に応じた条例の制定や運用が可能である一方、こうしたいわゆるローカルルールについては、あくまでの厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要がある。』

※宇城市の条例は、厚生労働省令に従い制定されています。

全サービス共通

関係法規等：
運営基準 第22条第3項
予防運営基準 第21条第3項

▶ 「書面掲示」規制の見直し★（R7年度より義務化）

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、**「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結する**よう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

※宇城市のホームページに、関連記事を載せています。

https://www.city.uki.kumamoto.jp/iryo_fukushi/kaigo/jigyousya/2444185



引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

令和6年度介護報酬改定のポイント

居宅介護（介護予防）支援について

用語及び記号に係る説明

- **運営基準**：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（H11.3.31 厚生省令第38号）
- **運営解釈**：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（H11.7.29 老企第22号）
- **報酬基準**：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（H12.2.10 厚生省告示第20号）
- **報酬解釈**：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H12.3.1 老企第36号）
- **予防運営基準**：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18.3.14 厚生労働省令第37号）
- **予防運営解釈**：指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（H18.3.31 老振発第0331003号・老老発第0331016号）
- **予防報酬基準**：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（H18.3.14 厚生労働省告示第129号）
- **予防報酬解釈**：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18.3.17 老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）
- ★：予防支援でも同様の措置を講ずる場合
- ☆：予防支援でも同様の措置を講ずる場合（包括を除く）

居宅介護（介護予防）支援①

- ▶ 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ▶ 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
- ▶ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
- ▶ 入院時情報連携加算の見直し
- ▶ 通院時情報連携加算の見直し
- ▶ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ▶ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ▶ 高齢者虐待防止の推進★
- ▶ 身体的拘束等の適正化の推進★
- ▶ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

居宅介護（介護予防）支援②

- ▶ テレワークの取扱い★
- ▶ 公正中立性の確保のための取組の見直し
- ▶ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）
- ▶ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）
- ▶ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ▶ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化☆
- ▶ 特別地域加算の対象地域の見直し☆

居宅介護支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の14 (3) ①②⑧⑩⑭～⑯

▶ 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し①

- 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
- (主任) 介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
- 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
- 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

居宅介護支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の14 (3) ①②⑧⑩⑭～⑰

▶ 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し②

算定要件	(I)	(II)	(III)	(A)
	519単位	421単位	323単位	114単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること			○	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること		○		○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○		×	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。		○		○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること			○	
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること			○	
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと			○	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（II）を算定している場合は50名未満）であること			○	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）		○		○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること		○		○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること			○	

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

居宅介護支援

関係法規等：
介護保険最新情報 vol.1225 問116,117

- ▶ 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し③
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問116より抜粋
 - 「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、自ら主催となつて実施した場合や「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施」した場合も含まれるか。⇒含まれる。
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問117より抜粋
 - 「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、これらの対象者に対し支援を行った実績は必要か。⇒事例検討会、研修等に参加していることを確認できればよく、支援実績まで要しない。なお、当該要件は、介護保険以外の制度等を活用した支援が必要な利用者又はその家族がいた場合に、ケアマネージャーが関係制度や関係機関に適切に繋がられるよう必要な知識等を習得することを促すものであり、ケアマネージャーに対しケアマネジメント以外の支援を求めるものではない。

介護予防支援

関係法規等：
予防運営基準 第3条第3,4項
予防報酬基準 別表イ注2,5~7

- ▶ **居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①**
- 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。
- 以下のとおり運営基準の見直しを行う。
 - i. 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii. また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
- 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

介護予防支援

関係法規等：
 予防運営基準 第3条第3,4項
 予防報酬基準 別表イ注2,5～7

▶ 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②

<現行>



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【報酬】

- 介護予防支援費
- 初回加算
- 委託連携加算

【人員基準】

- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
- 管理者

<改定後>



指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(地域包括支援センター)



【報酬】

- 介護予防支援費 (I)
- 初回加算
- 委託連携加算

【人員基準】

- 必要な数の担当職員
 - ・保健師
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士 等
- 管理者

委託も可 ↓

指定居宅介護支援事業者



【新設】

情報提供 ↓

指定 ↓

指定介護予防支援事業者
(指定居宅介護支援事業者)



【報酬】

- 介護予防支援費 (II)
- 初回加算
- 特別地域介護予防支援加算
- 中山間地域等における小規模事業所加算
- 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

【人員基準】

- 必要な数の介護支援専門員
- 管理者は主任介護支援専門員 (居宅介護支援と兼務可)

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
運営基準 第13条第14号ロ,ハ
予防運営基準 第30条第16号ロ,ホ

▶ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング★①

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
 - ① 利用者の同意を得ること。
 - ② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i. 利用者の状態が安定していること。
 - ii. 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii. テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
 - ③ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

※少なくとも1月に1回、モニタリングの結果は記録すること。★

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
運営解釈 第2の3 (8) ⑮
予防運営基準 第2の4 (1) ⑰
介護保険最新情報vol.1225 問110

▶ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング★②

◆ 留意事項

- 文書により利用者の同意を得る必要がある。
- テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。（次スライドに留意。）
- 画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要があるが、この場合、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要。（厚生労働省が示す「別紙3 モニタリングに係る情報連携シート」参照）
- 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほかにも、さまざまな方法が想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要である。
- 「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を指すものであり、利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングを実施できない場合は特段の事情には該当しない。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
介護保険最新情報 vol.1225 問106,107

- ▶ **他のサービス事業所との連携によるモニタリング★③**
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問106より抜粋
 - テレビ電話等装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。⇒訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えばICT機器のOn/Off等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問107より抜粋
 - 居宅サービス計画等を作成後、初回のモニタリングについてもテレビ電話装置等を活用して行うことは可能か。⇒要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
介護保険最新情報 vol.1225 問108,109,111

- ▶ **他のサービス事業所との連携によるモニタリング★④**
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問108、109より抜粋
- 情報連携シートの項目はすべて記載する必要があるか。また、情報連携シートではなく、民間の介護ソフト・アプリの記録機能を活用する方法は認められるか。⇒（中略）居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。また、情報連携シートは様式例であるため、必ずしもこの様式に限定されないが、（中略）、必要な情報が得られるかを確認すること。
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問111より抜粋
- 文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。⇒利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることが差し支えない。

居宅介護支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の16(2),(3)

▶ 入院時情報連携加算の見直し①

- 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。

<現行>

入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

<改定後>

入院時情報連携加算（Ⅰ） **250**単位/月（変更）

利用者が病院又は診療所に**入院した日のうちに**、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

<改定後>

入院時情報連携加算（Ⅱ） **200**単位/月（変更）

利用者が病院又は診療所に**入院した日の翌日又は翌々日に**、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

居宅介護支援

関係法規等：
介護保険最新情報 vol.1225 問119

- ▶ 入院時情報連携加算の見直し②
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問119より抜粋
- 当該加算について、（中略）、具体的に例示されたい。⇒下図のとおり。

☆…入院 ★…入院（営業時間外） → 情報提供

	営業日	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日以外	営業日
入院時情報連携加算（Ⅰ）	☆ ★	★	★	★			
入院時情報連携加算（Ⅱ）	☆ ★	★	★	☆ ★	☆		

居宅介護支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の18

▶ 通院時情報連携加算の見直し

- 通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。

居宅介護支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の20(3)③,(5)、
第3の15(2)イ

▶ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し①

- ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、**医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする**見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数要件についても見直しを行う。

居宅介護支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の20(3)③,(5)、
第3の15(2)イ

▶ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し②

○ターミナルケアマネジメント加算

<現行>

在宅で死亡した利用者~~(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)~~に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合



○特定事業所医療介護連携加算

<現行>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。



<改定後>

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

<改定後>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

※ 令和7年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であることとする。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の9
予防報酬解釈 第2の11(2)

▶ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、以下の基準に適合していない場合、基本報酬を減算する。
 - ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- **経過措置**：令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
（予防）運営解釈 第2の3(15)②

▶ 業務継続計画策定等に係る留意事項★①

- 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。

① 感染症に係る業務継続計画

- a. 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b. 初動対応
- c. 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

② 災害に係る業務計画

- a. 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備品等）
 - b. 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c. 他施設及び地域との連携
- 感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合は、一体的に策定することとしても差し支えない。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
（予防）運営解釈 第2の3(15)①,③,④

指摘が
多い事項

▶ 業務継続計画策定等に係る留意事項★②

- 研修及び訓練は、全ての従業者が参加できるように、それぞれ年に1回以上実施すること。
- 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- 研修については、新規採用時にも実施することが望ましい。
- 研修の実施内容は記録すること。
- 感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えない。
- 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の8
予防報酬解釈 第2の11(1)
介護保険最新情報 vol.1225 問167

▶ 高齢者虐待防止の推進★

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合、基本報酬を減算する。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問167より抜粋

- 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。⇒**減算の適用となる。**
なお、全ての措置の1つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
運営解釈 第2の3(23)①
予防運営解釈 第2の3(24)①

▶ 高齢者虐待防止に係る留意事項★①

● 虐待防止検討委員会は、具体的には次のような事項について検討すること。

- a. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- b. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- c. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- d. 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- e. 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- f. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- g. 前号の再発の防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
運営解釈 第2の3(23)②
予防運営解釈 第2の3(24)②

指摘が
多い事項

▶ 高齢者虐待防止に係る留意事項★②

- 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。
 - a. 事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方
 - b. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - c. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - d. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - e. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - f. 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - g. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
 - h. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
 - i. その他虐待の防止の推進のための必要な事項

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
運営解釈 第2の3(23)③,④、
予防運営解釈 第2の3(24)③,④
(予防) 運営解釈 第2の3(13)④

指摘が
多い事項

▶ 高齢者虐待防止に係る留意事項★③

- 研修は年に1回以上実施すること。
- 研修については、新規採用時にも実施することが望ましい。
- **研修の実施内容は記録**すること。
- 虐待を防止するための体制として、委員会の開催、指針の整備、研修を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
- 同一事業所内での複数担当（身体的拘束等適正化担当者や感染対策担当者など）の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
- 運営規定に定める「虐待の防止のための措置」については、**虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。**

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
介護保険最新情報 vol.1225 問170

- ▶ **高齢者虐待防止に係る留意事項★④**
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問170より抜粋
- 居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。⇒虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、**規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に実施**していただきたい。（中略）例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。なお、**委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくこと**に留意すること。
- **参考**：社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における 高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
運営基準 第13条第2の2,3号
予防運営基準 第30条第2の2,3号

▶ 身体的拘束等の適正化の推進★

- 居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

※記録を行う場合は、5年間保存すること。

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
運営基準 第13条第19,19の2,20号
予防運営基準 第30条第21,21の2,22号

▶ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化★

- 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。

○ 居宅介護支援等の具体的取扱方針に以下の規定を追加する（居宅介護支援の例）※赤字が追記部分

<指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。（後略）

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
介護保険最新情報vol.1237

▶ テレワークの取扱い★

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
- ▶ 介護保険最新情報vol.1237より一部抜粋
- 介護支援専門員（居宅介護支援・介護予防支援）：①書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる。②居宅サービス計画の作成等をテレワークで行うに当たっては、適切なアセスメントやモニタリングが行われた上で実施する必要があることに、留意すること。③運営基準上義務付けられている少なくとも1月に1回（介護予防支援の場合は3月に1回）利用者に面接することにより行うモニタリングについて、オンラインで行う場合には、利用者の同意を得るとともに、利用者がテレビ電話装置等を用いた状態で十分に意思疎通を図ることができることを確認すること。④サービス担当者会議をオンラインで行う場合には、家族含む関係者間で対象者の現状を共有できるよう、また利用者・家族との意思疎通が十分にとれるよう、留意すること。

※情報通信機器を活用した業務の実施に当たっては、介護保険最新情報vol.1237に留意すること。

引用：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」

居宅介護支援

関係法規等：
運営基準 第4条第3項
運営解釈 第2の3(2)

▶ 公正中立性の確保のための取組の見直し①

- 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者又はその家族に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

<現行>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

<改定後>

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

居宅介護支援

関係法規等：
介護保険最新情報vol.1225 問120

質問が
多い事項

- ▶ 公正中立性の確保のための取組の見直し②
- ▶ 介護保険最新情報 vol.1225 問120より抜粋
- 今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行うことが努力義務とされたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。⇒例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。（次スライド参照）

※改正前は、「必ず署名をもらうこと」となっていたが、令和6年度の改正により、努力義務となったため、必ずしも署名を取る必要はない。

※ただし、理解が得られるよう説明を行う努力は必要であるため、理解が得られたかどうかを確かめる手段として、署名を取ることも考えられる。

居宅介護支援

関係法規等：
介護保険最新情報vol.1225 問120

▶ 公正中立性の確保のための取組の見直し③

例) ※重要事項説明書

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

別紙

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 ●%
通所介護 ●%
地域密着型通所介護 ●%
福祉用具貸与 ●%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

居宅介護支援

関係法規等：
報酬基準 イ注1
報酬解釈 第3の7

▶ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）①

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、以下の見直しを行う。
- ① 居宅介護支援費（Ⅰ）（i）の取扱件数について、現行の「40 未満」を「45 未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ii）の取扱件数について、現行の「40 以上 60 未満」を「45 以上 60 未満」に改める。
 - ② 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（i）の取扱件数について、現行の「45 未満」を「50 未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ii）の取扱件数について、現行の「45 以上 60 未満」から「50 以上 60 未満」に改める。
 - ③ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

居宅介護支援

関係法規等：
報酬基準 イ注1
報酬解釈 第3の7

▶ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）②



居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件
ICT機器の活用または
事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け
る利用者数の取扱件数
2分の1換算

居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件
ケアプランデータ連携システムの
活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け
る利用者数の取扱件数
3分の1換算

居宅介護支援

関係法規等：
介護保険最新情報 vol.1225 問115

- ▶ **介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）③**
- ▶ 介護保険最新情報vol.1225 問115より抜粋
- 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件の「事務職員の配置」にあたっての当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等について具体例を示されたい。
⇒基準第13条に掲げる一連の業務等については、基準第13条で定める介護支援専門員が行う直接的なケアマネジメント業務の他に、例えば、以下のような間接的なケアマネジメント業務も対象とする。

例) ○ 要介護認定調査関連書類関連業務

（書類の受領、打ち込み、複写、ファイリングなど）

- ケアプラン作成関連業務（関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど）
- 給付管理関連業務（関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど）
- 利用者や家族との連絡調整に関する業務
- 事業所との連絡調整、書類発送等業務
- 保険者との連絡調整、手続きに関する業務
- 給与計算に関する業務 等

居宅介護支援

関係法規等：
運営基準 第2条第2,3項

▶ 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数（基準）①

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、以下の見直しを行う。
- ① 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
- ② 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする。

介護支援専門員の員数
<現行>

利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

<改定後>

- ・ 利用者の数（指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）が44又はその端数を増すごとに一とする。
- ・ 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに一とする。

居宅介護支援

関係法規等：
運営解釈 第2の2(1)

▶ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）②

◆ 留意事項

- 介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。
- 非常勤の介護支援専門員に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものである。
- 事務職員の配置については、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えない。また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要がある。

居宅介護支援

関係法規等：
報酬基準 イ注5
報酬解釈 第3の10(4)

▶ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント①

- 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。以下、対象となる利用者である。

① 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下、「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者

② 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

※いずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当する。

居宅介護支援

関係法規等：
報酬解釈 第3の10(1,2,3)

▶ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント②

① 同一敷地内建物等に居住する利用者とは？

- 当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指す。例えば、前者の場合は、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合などが該当、後者の場合は、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当。
- ただし、同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合や、隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合など、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきでないことに留意すること。

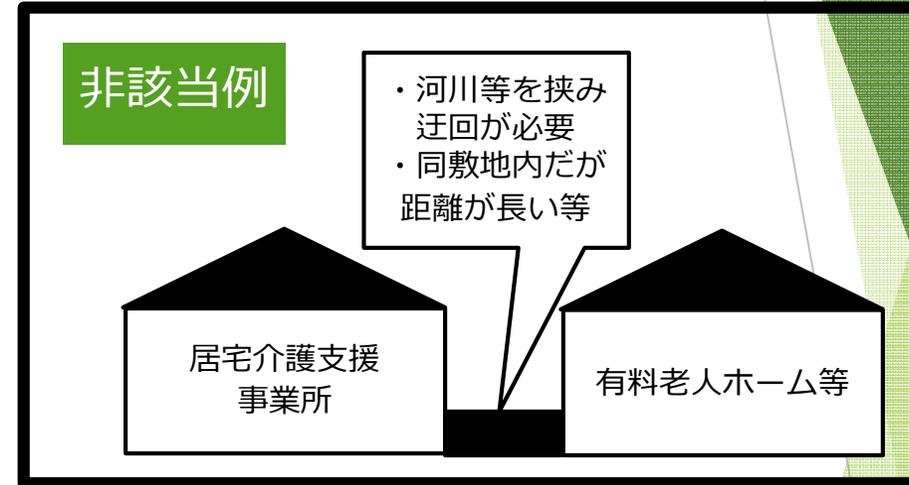
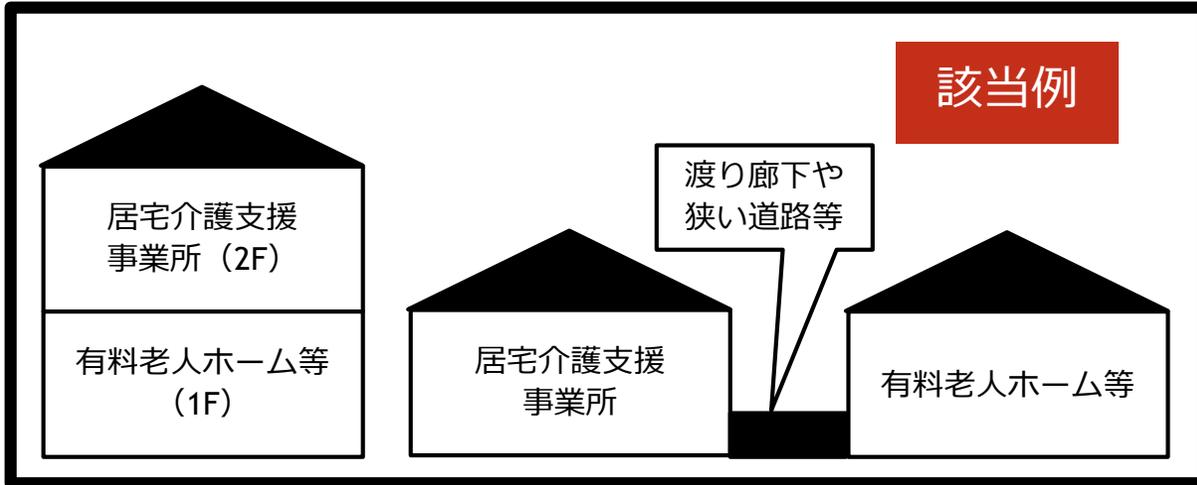
② 同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者とは？

- ①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
- 当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。

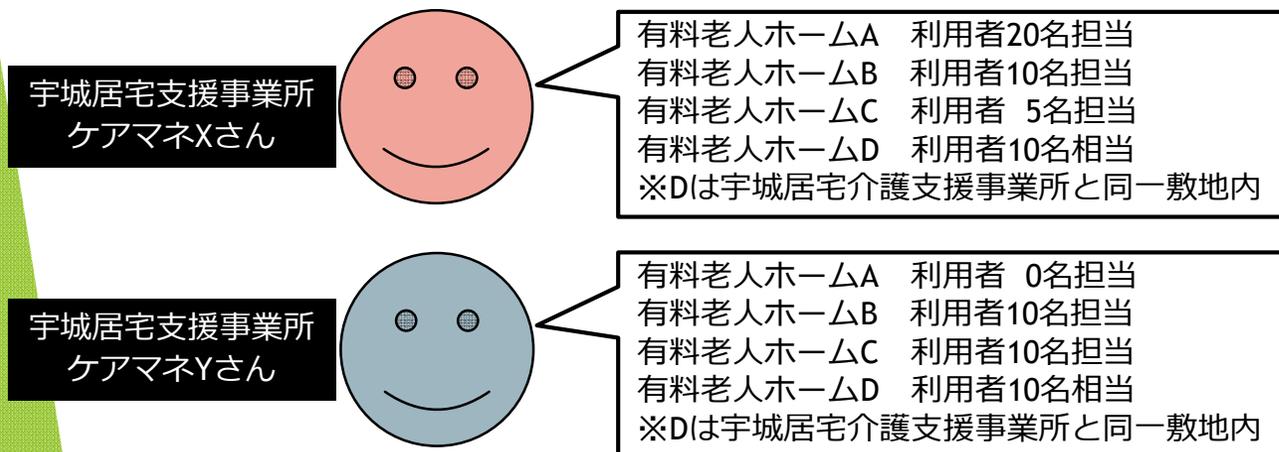
居宅介護支援

▶ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント③

① 同一敷地内建物等に居住する利用者とは？（イメージ図）



② 同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者とは？（イメージ図）



宇城居宅介護支援事業所での合計：

有料老人ホームA	20 + 0 = 20名	該当
有料老人ホームB	10 + 10 = 20名	該当
有料老人ホームC	5 + 10 = 15名	非該当
有料老人ホームD	10 + 10 = 20名	非該当

※Dは、宇城居宅介護支援事業所と同一敷地内のため、①により減算されている

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
報酬基準 イ注7～9
予防報酬基準 イ注5～7

- ▶ 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化☆
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数

※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
 ※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域
 ※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

○ 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。

<現行>
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域



<改定後>
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域

居宅介護（介護予防）支援

関係法規等：
報酬基準 イ注7
予防報酬基準 イ注5

▶ 特別地域加算の対象地域の見直し☆

- 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

ご清聴ありがとうございました